

文部科学省総合教育政策局  
地域学習推進課地域学校協働推進室

## 施策説明

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動  
の一体的取組の推進について

# 1

## コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の概要

# 地域と学校の連携・協働の必要性

## 地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

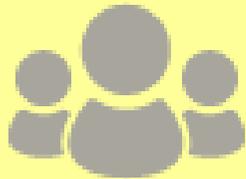
## 学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

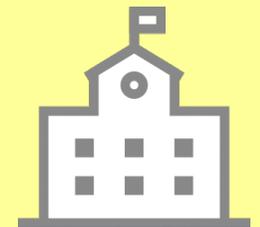
## 学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

## 地域 学校



- ◆ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆ **地域学校協働活動、地域学校協働本部**

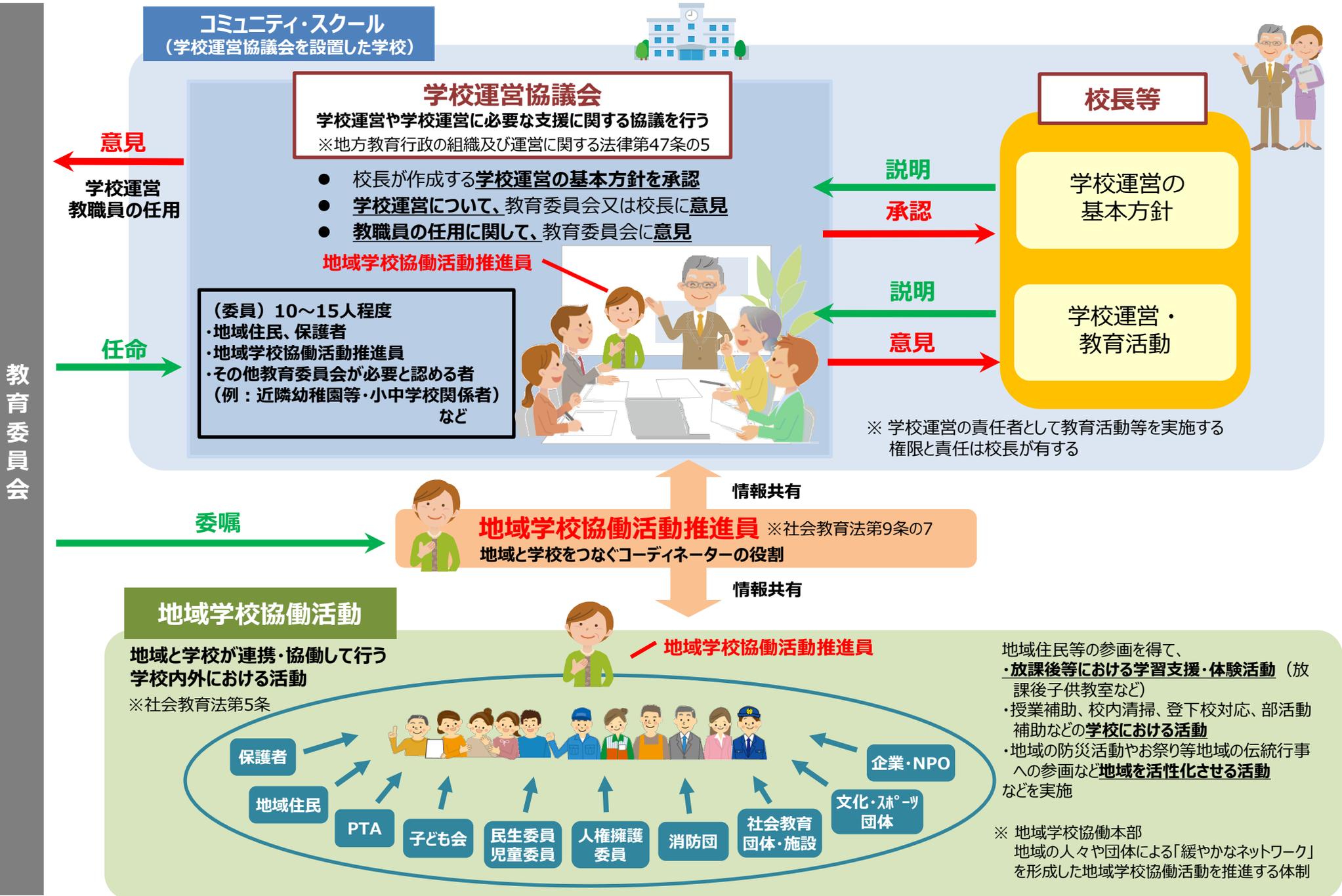


**地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進**

【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



## 1 当事者性

… 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**  
（協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画）

## 2 自立性・対等性

… **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与  
（協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能）

## 3 持続性

… 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**  
（法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能）

# コミュニティ・スクールの有用性

## コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

### 学校の課題

#### 「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

#### 学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題

### 子供の課題

#### 不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題

### 地域の課題

#### 若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

#### 地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与

(例) 埼玉県戸田市

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地元の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践

# 様々な地域学校協働活動

## 定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

### 学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



### 放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



### 地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



### 家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



### 学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



### 地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



# 地域学校協働活動推進員とは

## 地域学校協働活動推進員に期待される役割

- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

これらの全ての役割を受け持ち、資質・能力を兼ね備えている方への委嘱はもちろん、地域の中で複数の地域学校協働活動推進員を委嘱し、分担してそれぞれが得意なことを生かしながらチームで地域学校協働活動推進に取り組むことも考えられます。

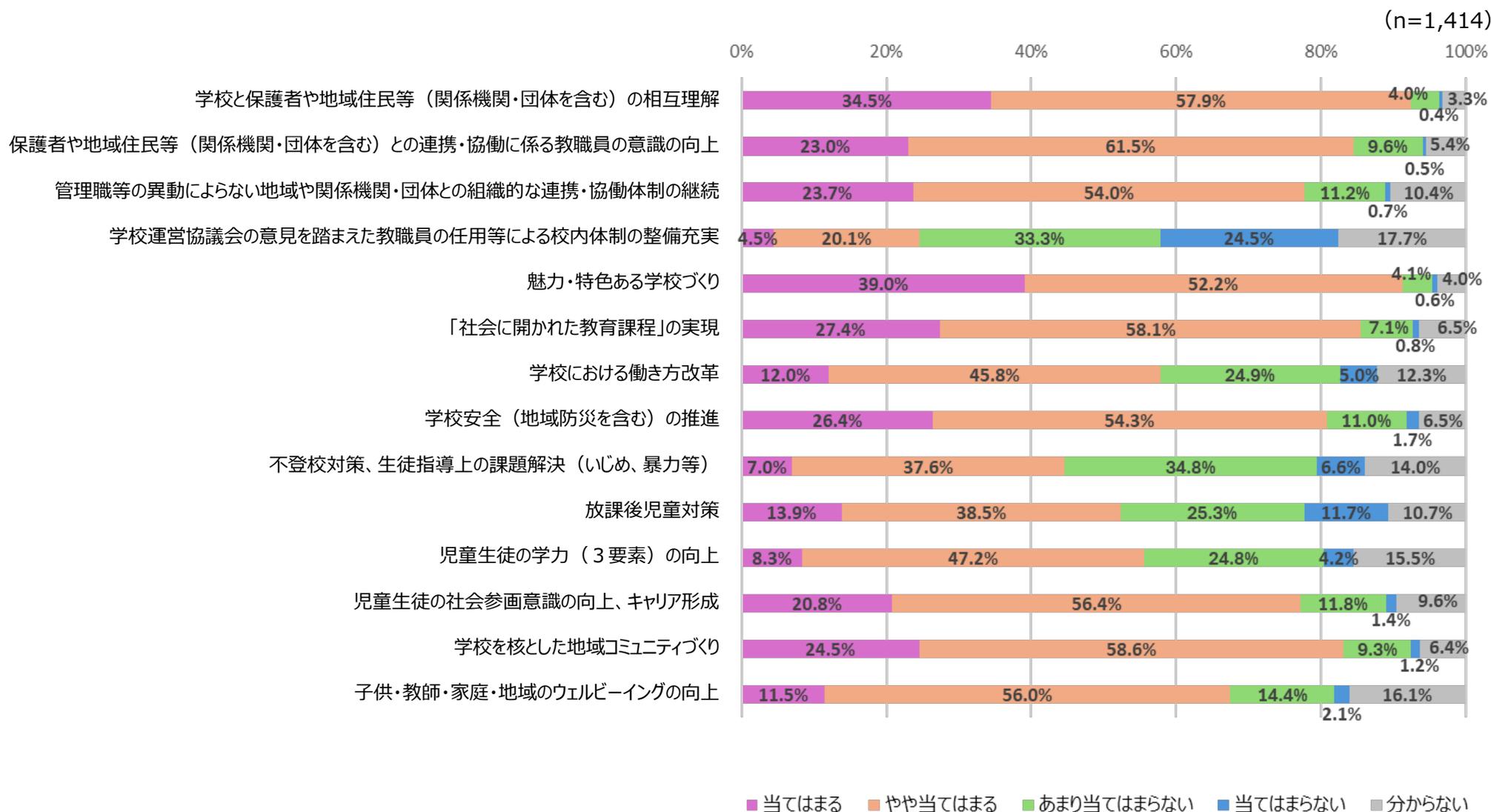
## 地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- ・地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
- ・学校の実情や教育方針への理解がある
- ・地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- ・地域課題についての問題提起、整理、解決策の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

## 地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

- ・これまでのコーディネーターやその経験者
- ・地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・PTA関係者、PTA活動の経験者
- ・退職した校長や教職員
- ・自治会、子ども会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者
- ・社会教育主事の有資格者 等

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『学校と保護者や地域住民等の相互理解』、『魅力・特色ある学校づくり』においては、90%以上の教育委員会が「当てはまる」又は「やや当てはまる」と回答した。



# 令和6年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

### 公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**  
2,018校増 6.4ポイント増

### 導入自治体数

1,347自治体 (74.3%) **1,449自治体 (79.9%)**

### うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**  
1,811校増 7.0ポイント増

〔 40都道府県 16指定都市  
1,375市区町村 18学校組合 〕

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校  
(前年度から719校減)

## 地域学校協働本部

### 公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**  
791校増 2.9ポイント増

### 地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**  
563本部増

### うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**  
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

## コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

コミュニティ・スクールのみ  
4,527校 (13.2%)

### コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**  
2,140校増 6.6ポイント増

### うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**  
1,931校増 7.3ポイント増

地域学校協働本部のみ  
6,310校 (18.4%)

## 地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

### ① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**  
**1,534自治体 (84.6%)**

### ② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**  
**852自治体 (47.0%)**

### ③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

### ②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

### 今後の方針

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

# コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和6年5月1日  
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	<b>2,258園</b>	<b>353園</b>	<b>15.6%</b>	<b>557園</b>	<b>24.7%</b>
	2,437園	341園	14.0%	510園	20.9%
小学校	<b>18,291校</b>	<b>12,001校</b>	<b>65.6%</b>	<b>13,793校</b>	<b>75.4%</b>
	18,437校	10,812校	58.6%	13,487校	73.2%
中学校	<b>8,951校</b>	<b>5,761校</b>	<b>64.4%</b>	<b>6,481校</b>	<b>72.4%</b>
	9,010校	5,167校	57.3%	6,173校	68.5%
義務教育学校	<b>232校</b>	<b>180校</b>	<b>77.6%</b>	<b>186校</b>	<b>80.2%</b>
	202校	152校	75.2%	152校	75.2%
高等学校	<b>3,437校</b>	<b>1,281校</b>	<b>37.3%</b>	<b>652校</b>	<b>19.0%</b>
	3,449校	1,144校	33.2%	581校	16.8%
中等教育学校	<b>35校</b>	<b>8校</b>	<b>22.9%</b>	<b>3校</b>	<b>8.6%</b>
	35校	8校	22.9%	4校	11.4%
特別支援学校	<b>1,130校</b>	<b>569校</b>	<b>50.4%</b>	<b>263校</b>	<b>23.3%</b>
	1,117校	511校	45.7%	237校	21.2%
合計	<b>34,334校</b>	<b>20,153校</b>	<b>58.7%</b>	<b>21,935校</b>	<b>63.9%</b>
	34,687校	18,135校	52.3%	21,144校	61.0%

※下段は令和5年度の結果

# コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

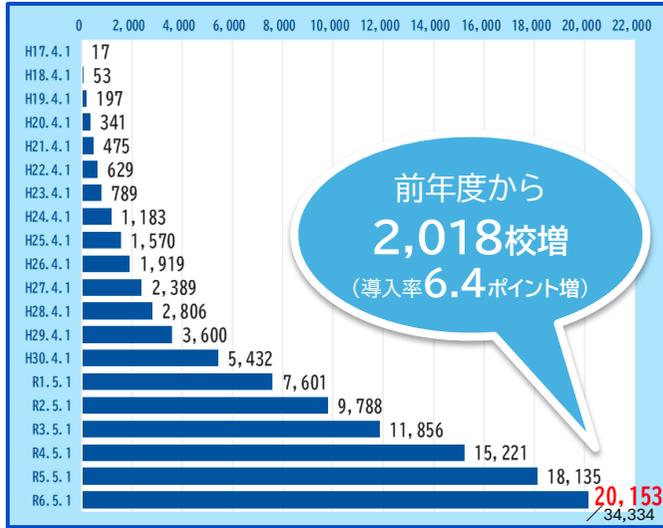
令和6年5月1日  
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**20,153**/34,334校

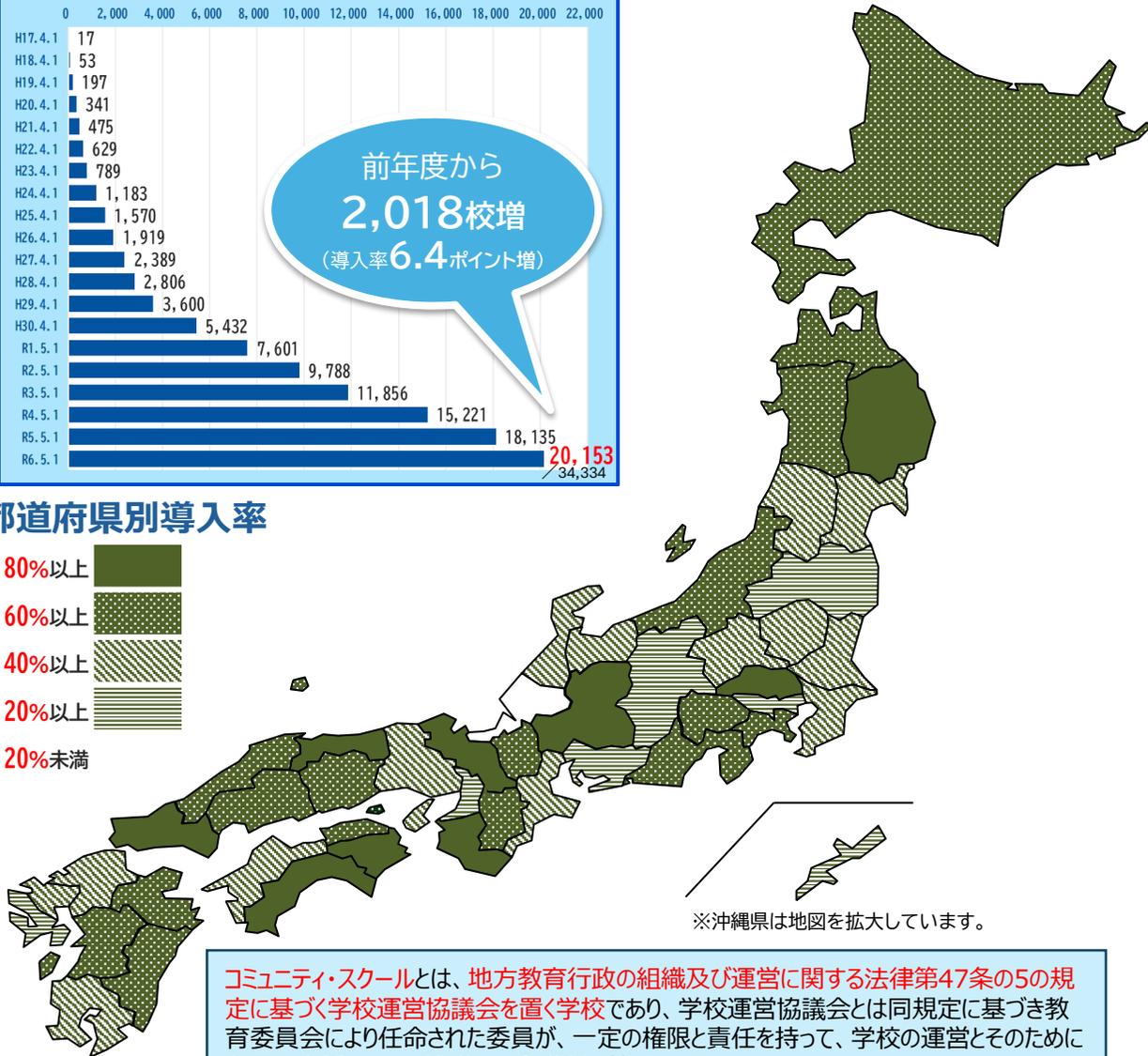
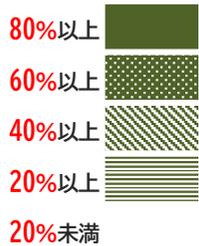
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**58.7%**がコミュニティ・スクールを導入

## 全国のコミュニティ・スクールの数



## 都道府県別導入率

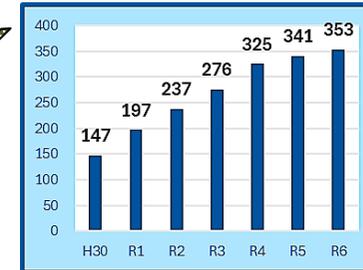


コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

## 校種別導入校数の推移

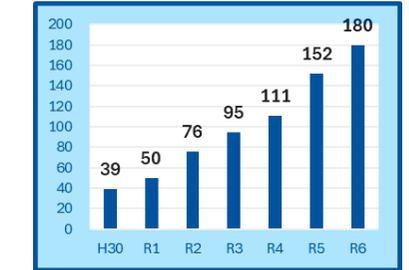
### 幼稚園

**353**/2,258園



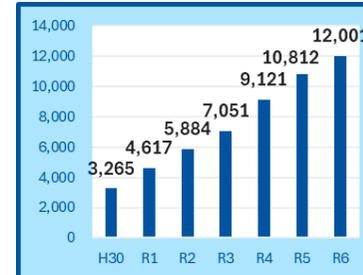
### 義務教育学校

**180**/232校



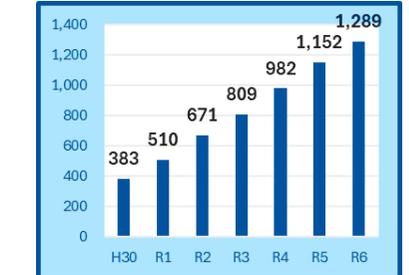
### 小学校

**12,001**/18,291校



### 高等学校(中等教育学校含む)

**1,289**/3,472校



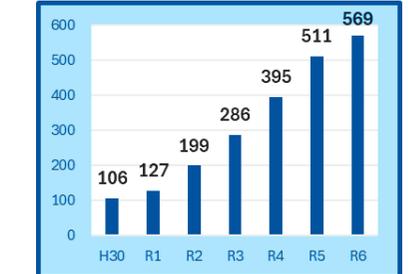
### 中学校

**5,761**/8,951校



### 特別支援学校

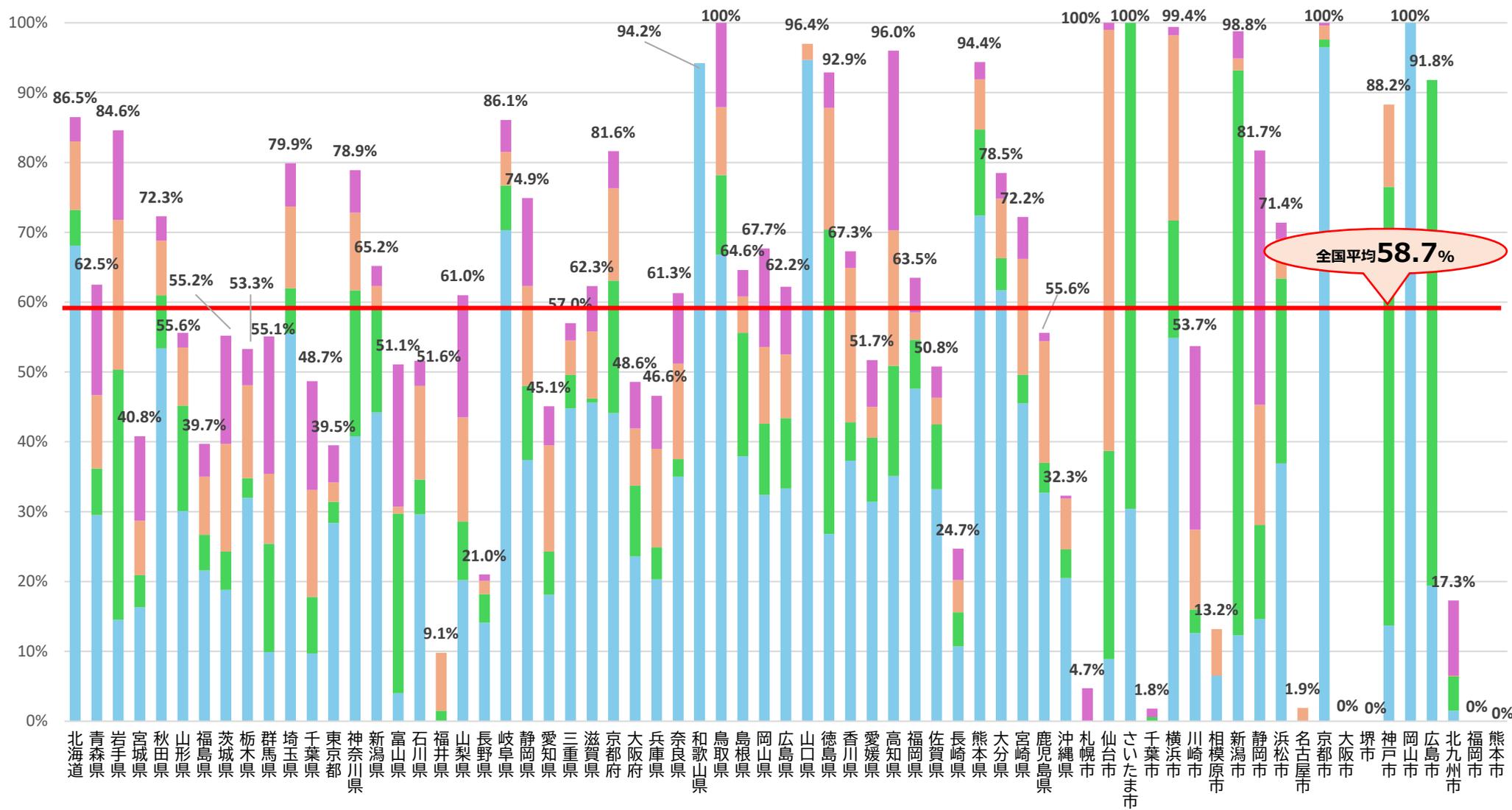
**569**/1,130校



# コミュニティ・スクールの導入率（令和3年度以降の推移）

各年度とも  
5月1日時点

## 都道府県・指定都市別/全学校種



全国平均 58.7%

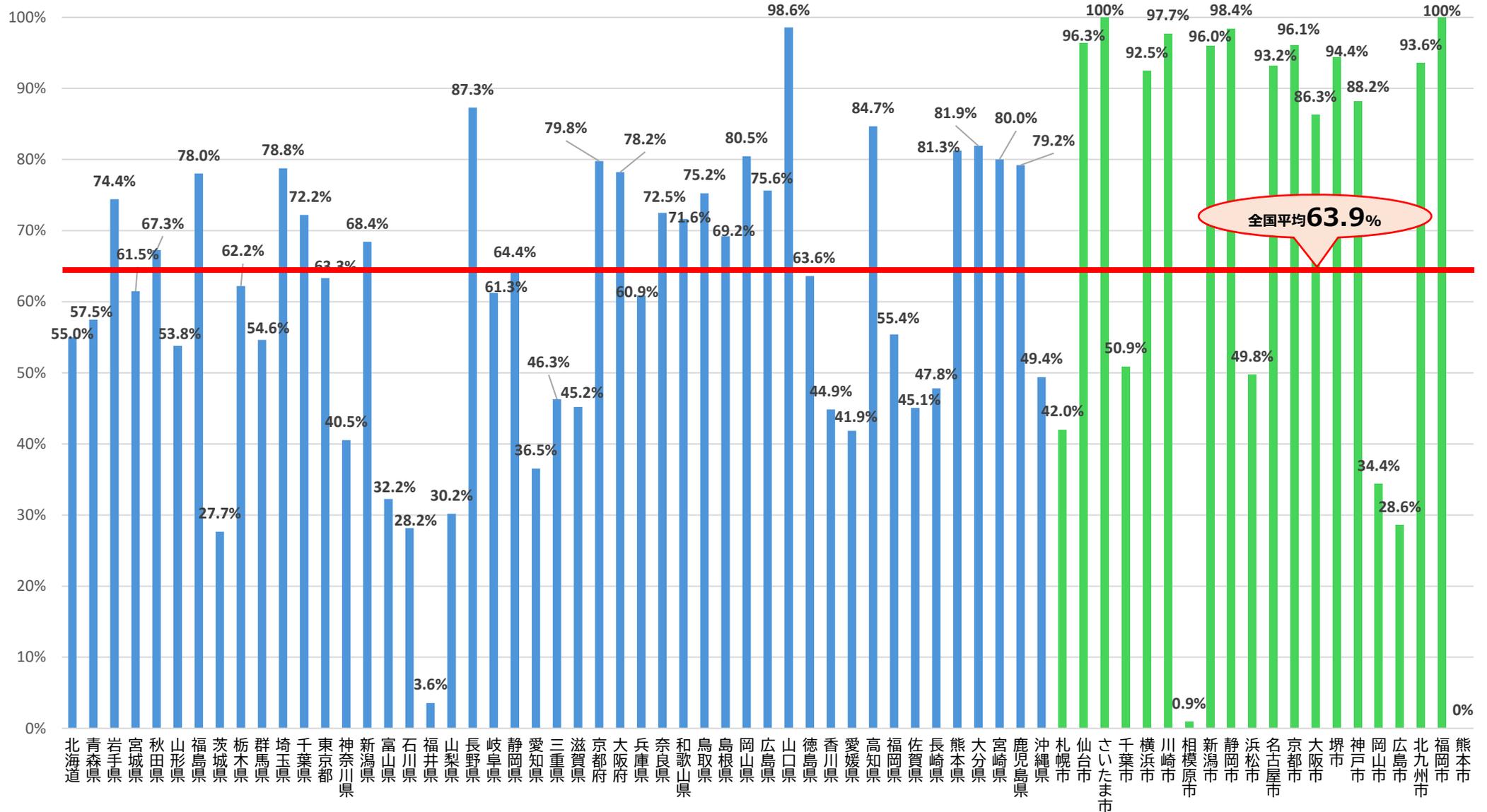
※ 統廃合等に伴い導入率が下がった自治体については、当該推移を網掛けで表示している。



# 地域学校協働本部の整備率

令和6年5月1日  
時点

## 都道府県・指定都市別/全学校種



全国平均 63.9%

都道府県 (指定都市含まず)

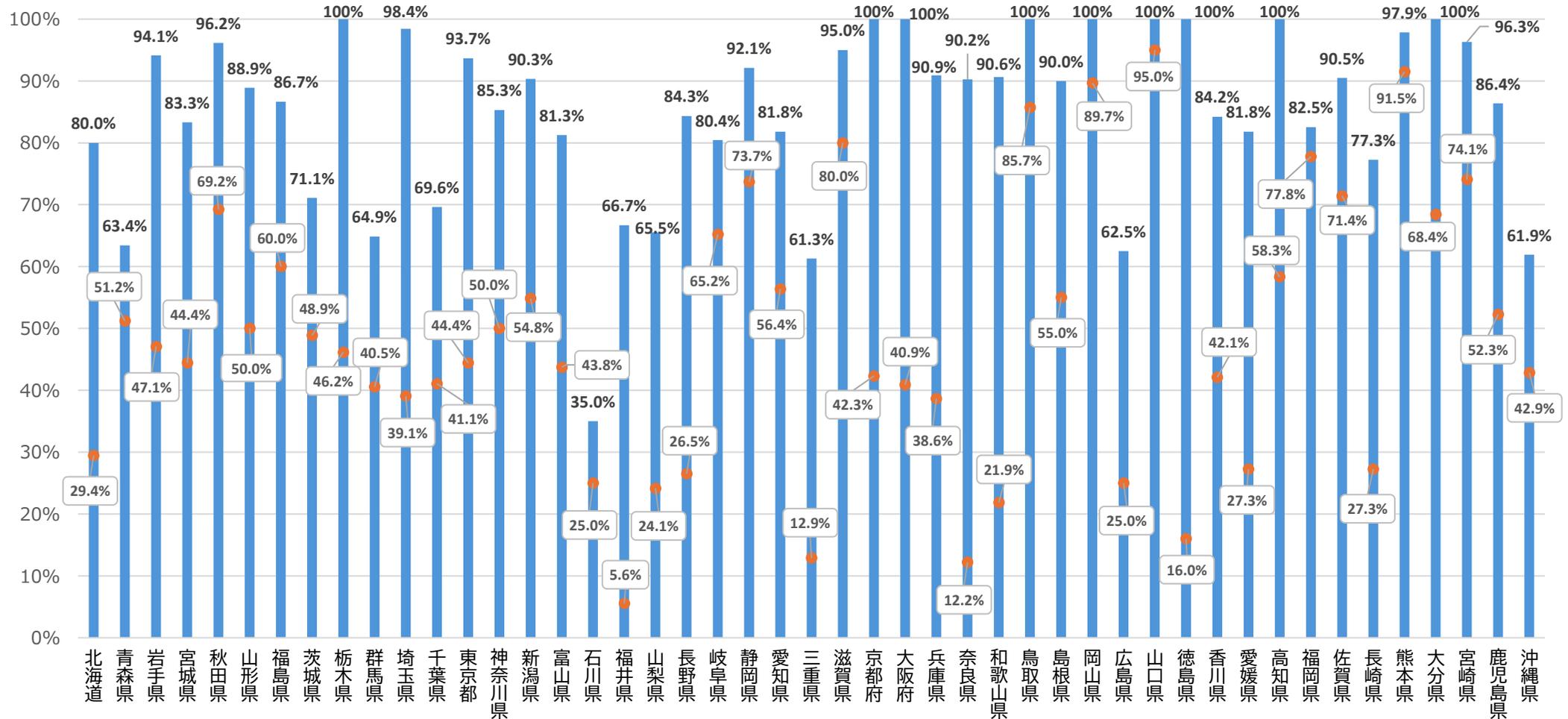
指定都市

# 地域学校協働活動推進員等の配置状況 自治体配置率

令和6年5月1日  
時点

## 都道府県（指定都市含む）/全学校種

地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターが配置されている（1人以上いる）自治体の割合と、このうち教育委員会が社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱する者が配置されている自治体の割合



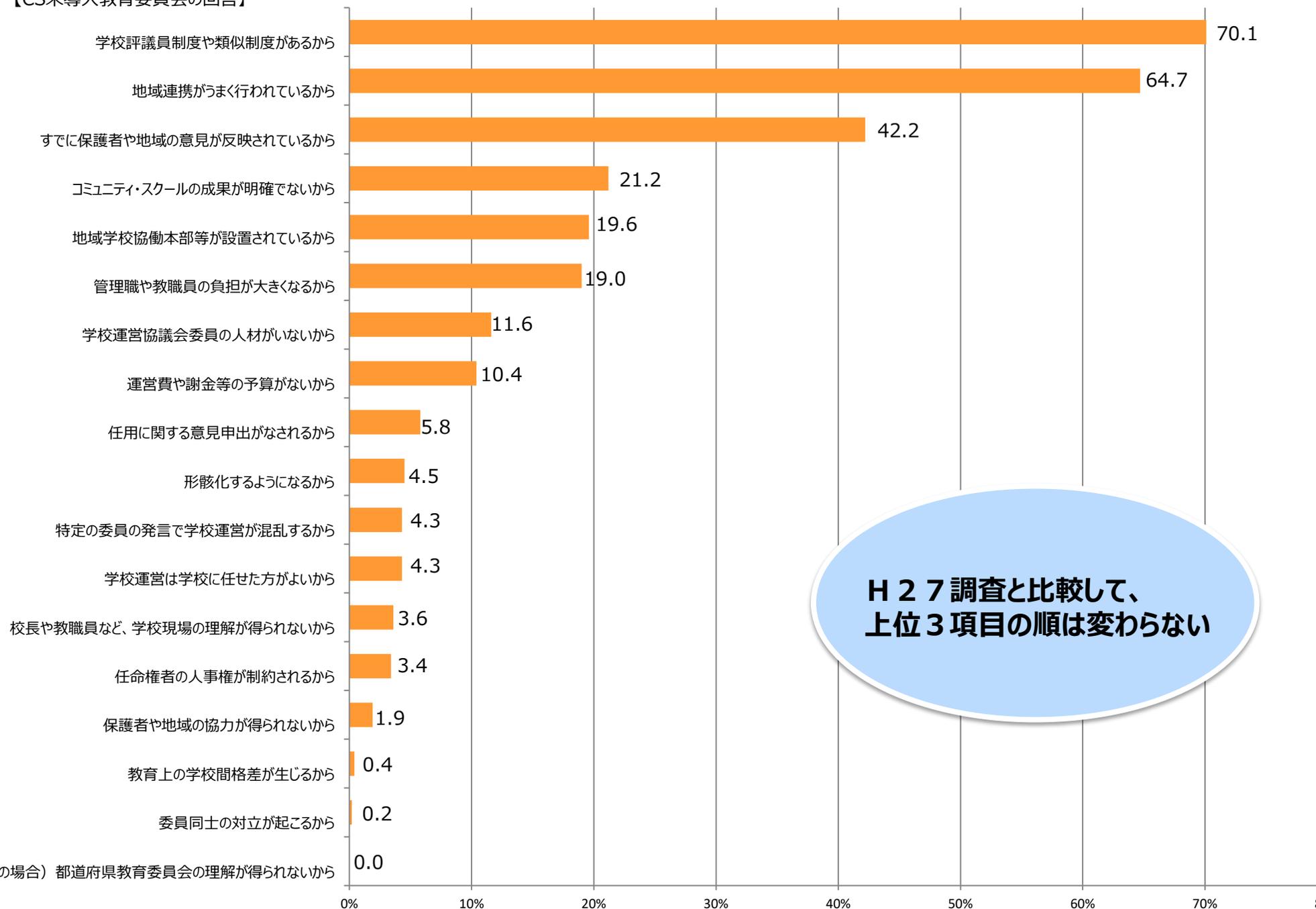
■ 地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター問わず配置している自治体の割合

● 地域学校協働活動推進員として委嘱する者を配置している自治体の割合

# コミュニティ・スクールを導入していない理由（CS※未導入教育委員会への調査）

（※CS＝コミュニティ・スクール。以降同じ）

【CS未導入教育委員会の回答】



H27調査と比較して、  
上位3項目の順は変わらない

# 既存の仕組み（類似の仕組み等）とコミュニティ・スクールの関係

## 基本的な考え方

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。

保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築

コミュニティ・スクールへの過渡的な段階の姿として捉えて推進

学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組

## コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会規則(教育委員会規則)を作成し、地教法に基づく仕組みに位置づける

## 自治体類似の仕組み (〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体\*

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体(任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。)

## 学校関係者評価委員会

学校運営協議会で一体的に展開

学校関係者評価委員会は、学校関係者評価を実施するための任意設置の会議体です。  
学校教育法第42、43条、同法施行規則第67条

## 学校評議員制度

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校評議員制度は、学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度です。  
学校教育法施行規則第49条

## 類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展させる主なメリット

- ◆ 事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ◆ 学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ◆ 学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ◆ 基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ◆ 学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

- ◆ 学校・教育委員会が、主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要。
- ◆ 学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切。

※文部科学省 コミュニティ・スクールの作り方  
(「学校運営協議会」設置の手引き(令和元年改訂版))  
をもとに作成

# 2

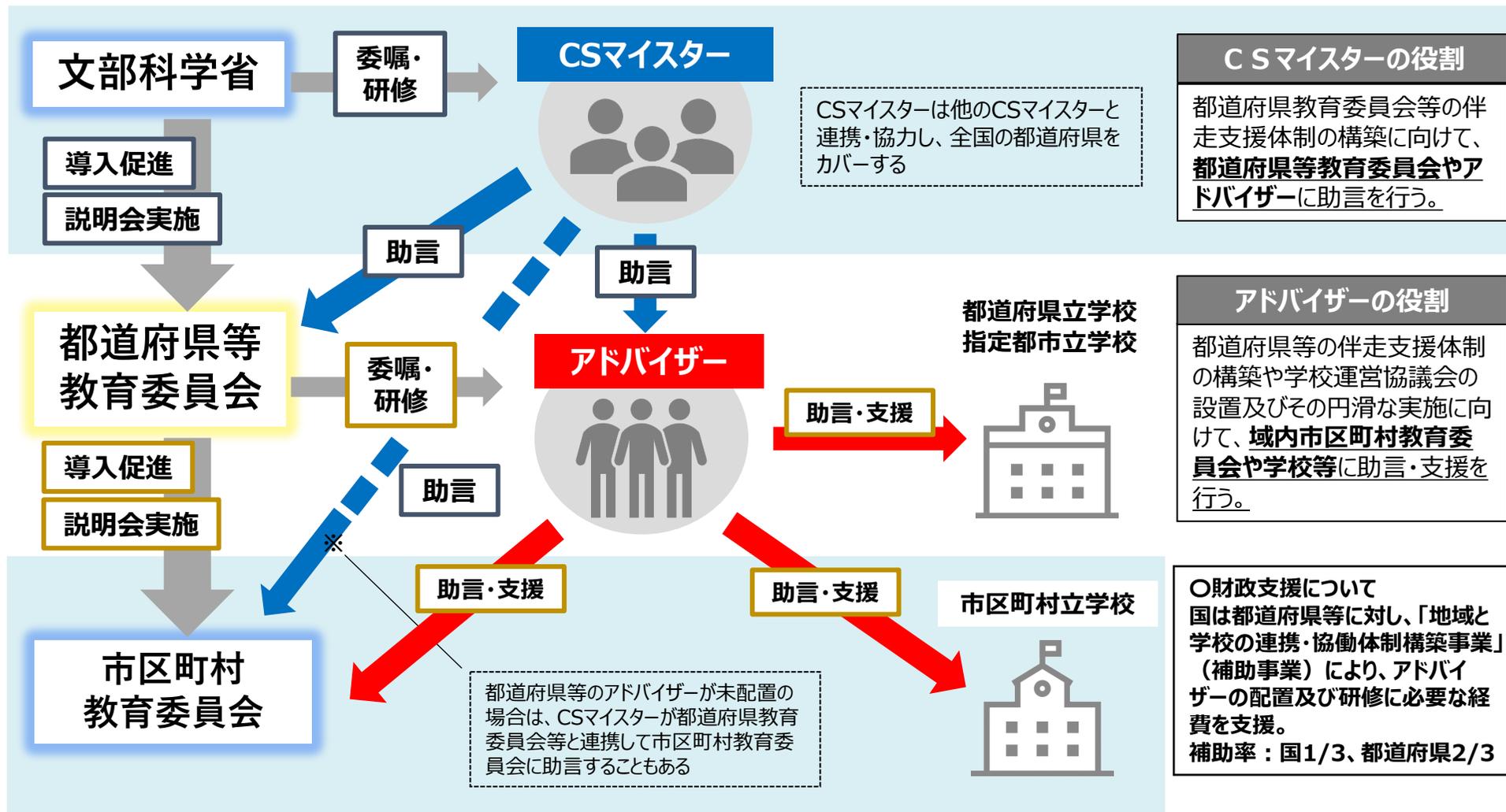
## コミュニティ・スクールの導入促進・効果的な運営の 継続のための国の方策と教育委員会の役割

# 都道府県教育委員会の伴走支援体制構築

都道府県教育委員会・指定都市教育委員会に、コミュニティ・スクールについて豊かな知識と実践を有する者をアドバイザーとして配置し、研修の参加やCSマスターとの連携を通じて知見を高めつつ、域内の市区町村教育委員会や各学校に継続的な助言・支援を行う。

文部科学省が委嘱するCSマスターは、都道府県教育委員会等やアドバイザーに助言・支援を行い、都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築を支援する。

## CSマスターとアドバイザーの役割



# CSマイスターの派遣について

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱。
- CSマイスターは、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図ろうとする教育委員会からの依頼に応じて、助言及び支援を行うとともに、コミュニティ・スクールの導入が進んでいない教育委員会への導入促進に向けた積極的な働きかけを行うなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を全国的に推進するために必要な支援を行う。
- コミュニティ・スクールの更なる導入加速に向け、特に地方公共団体の首長や教育長等の理解を促進する活動への協力を依頼するため、コミュニティ・スクール連絡協議会顧問の貝ノ瀬滋氏、前牛久市長の根本洋治氏を「CS推進名誉マイスター」に任命。（任期：令和8年3月31日まで）

## 令和7年度CSマイスター名簿（33名）

※ 各CSマイスターの所属・役職については令和7年4月時点です。

赤松 梨江子	四国まなび未来ネットワーク研究所 代表	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
朝倉 美由紀	明星大学教育学部 特任教授	竹村 和之	山口県立大学 審議監 特命教授 附属高等学校設置準備室長 高大連携推進室長
安齋 宏之	ふくしま学校と地域の未来研究所 代表	玉利 勇二	社会福祉法人スマイリング・パーク 法人理事 宮崎医療管理専門学校 常務理事
井上 尚子	一般社団法人エス・プレイス(S・PLACE) 代表理事	出口 寿久	旭川市立大学 教授
今泉 良正	CSサポートみやぎ 代表	取釜 宏行	一般社団法人まなびのみなと 代表
大谷 裕美子	ゆめ☆まなびネット 代表コーディネーター	西 祐樹	福岡県春日市議会事務局 議事課 主査
翁長 有希	一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク 理事	野澤 令照	利府町文化交流センター「リフノス」センター長
梶原 敏明	大分県玖珠町教育委員会 教育長	廣瀬 志保	山梨県立笛吹高等学校 校長
風岡 治	愛知教育大学 教授	福田 範史	鳥取県南部町教育委員会 元教育長
香山 真一	岡山県青少年教育センター閑谷学校 所長	福田 晴一	東京都北区教育委員会 教育長
小西 哲也	下関市立大学 特命教授	船坂 礼子	瀬戸市教育委員会 CS統括コーディネーター 合同会社エデュエール 代表社員
小見 まいこ	NPO法人みらいずworks 代表理事	前川 浩一	長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター
猿渡 智衛	鎌倉市こどもみらい部放課後かまくらっ子 推進参与	森 万喜子	青森県教育改革有識者会議 副議長
鈴木 廣志	栃木市地域政策課 社会教育指導員	森 保之	福岡教育大学教職大学院 副学長・研究科長
大門 和喜	大阪府千早赤阪村教育委員会 教育長	安田 隆人	岡山県教育庁生涯学習課 地域学校協働活動アドバイザー
高野 睦	秋田県由利本荘市立大内中学校 教諭	横澤 孝泰	神奈川県教育委員会サポートオフィス 所長
		四柳 千夏子	三鷹市教育委員会 統括スクール・コミュニティ推進員

## CSマイスター派遣実績

- ▶ 令和6年度 ① プッシュ型派遣（導入促進に向けて都道府県教育委員会・政令市等をサポート） 25 都道府県 6 政令市 1 中核市  
② 依頼派遣（コミュニティ・スクールの充実に向けた自治体からの依頼派遣） のべ102自治体

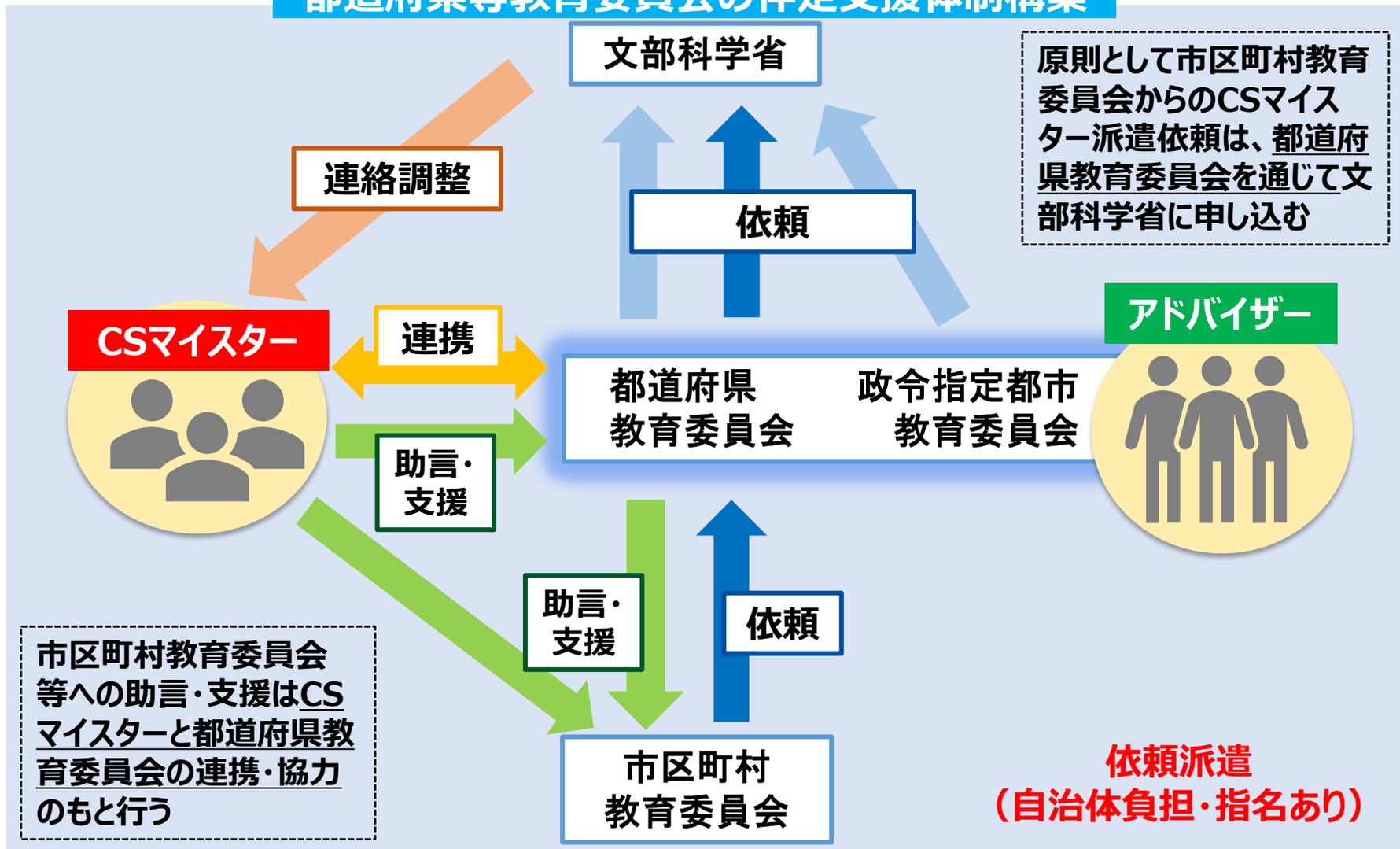
# CSマイスター「依頼派遣」

コミュニティ・スクールの導入促進や質の向上を図るためには、都道府県教育委員会においては、所管する都道府県立学校や域内の市町村教育委員会に対して、導入促進のみならず導入後の伴走支援を行う必要がある。

市区町村教育委員会からの依頼による文部科学省の「CSマイスター派遣」を、都道府県教育委員会との連携・協力のもと実施することにより、都道府県教育委員会の伴走支援体制の構築を図る。

## 自治体からの依頼に応じた依頼派遣

### 都道府県等教育委員会の伴走支援体制構築



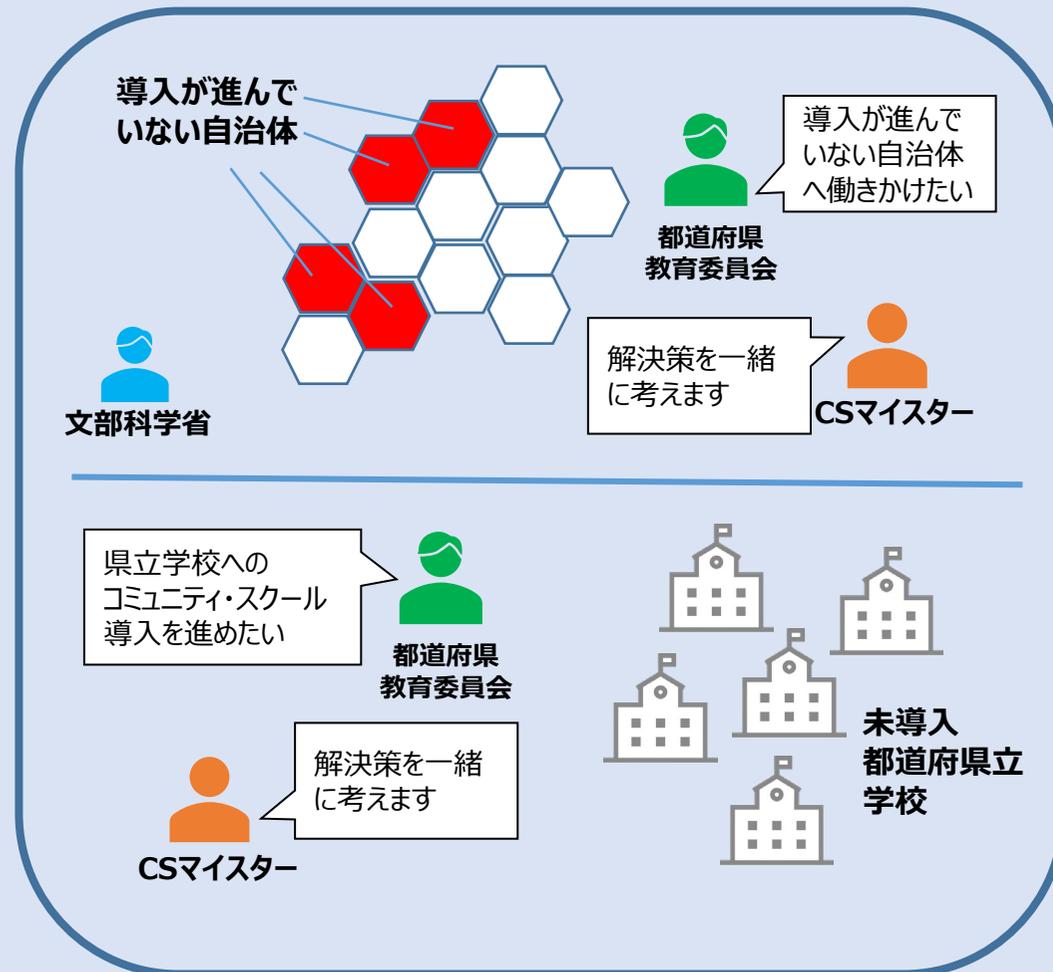
# CSマイスター「プッシュ型派遣」

コミュニティ・スクールの導入を加速するためには、導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校に対しても、コミュニティ・スクールの十分な理解を促し、導入に向けた積極的な働きかけを行う必要がある。

都道府県教育委員会の推進プラン策定や推進アクションをCSマイスターが積極的にサポートすることにより、導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校の導入促進を図る。**【プランニングサポート、アクションサポート、フォローアップサポートが活用できます】**

## 導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校へのプッシュ型

### 都道府県教育委員会とCSマイスターの連携による導入促進



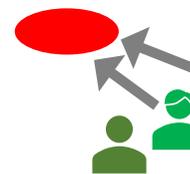
#### プランニングサポート



##### 域内CS導入促進のプランニング助言

都道府県教育委員会が主体となり推進計画を立てる。CSマイスターは**アドバイザーとして関与**する。

#### アクションサポート



##### 都道府県教育委員会（アドバイザー）によるアクション

コミュニティ・スクールの導入が進んでいない自治体や都道府県立学校に対して、**訪問や説明会の実施、関係者による協議等**を実施する。  
（例：未導入自治体を集めた説明会の実施、高校校長会での説明）

#### フォローアップサポート



##### アクション後の進展サポート

アクション後の効果を確認するとともに、**次の強化プランへの助言・支援**を行う。

※CSマイスターを派遣できる総時間数は最大12時間とする

## 推進体制

### CS推進協議会

- ・教育委員会関係課
- ・首長部局関係課
- ・CSアドバイザー
  - ・校長会
  - ・有識者 等

### 学校教育所管課

- ・指導課
- ・教職員 等

### 社会教育所管課

- ・家庭教育支援課
- ・生涯学習課 等



CS  
アドバイザー

CS  
アドバイザー

CS  
アドバイザー

市区  
町村

市区  
町村

市区  
町村

市区  
町村

市区  
町村



## CS主担当課の役割

### 推進方針

#### ○CSの推進協議会の開催

- ・CS関係課や有識者等をメンバーにして推進協議会を開催

#### ○CS推進方針の策定

- ・市区町村を含めた県全体としてのCS推進方針を策定  
(所管学校のCS推進計画を含む)

### 状況把握

#### ○市区町村のコミュニティ・スクール推進状況の把握

- ・国の実施状況調査を活用した状況把握
- ・訪問やヒアリングによる市区町村の具体的な導入計画の把握

#### ○所管する学校の学校運営協議会の状態把握（高校・特別支援学校所管と連携）

- ・学校運営協議会の参観や関係者へのヒアリング

### CSアドバイザー

#### ○CSアドバイザーの配置・活用

- ・推進方針に沿った人選（CSについて豊かな知識と実践を有する者）
- ・市区町村教育委員会や所管学校への派遣・助言

#### ○CSアドバイザーの資質向上

- ・CSマイスターによる指導・助言、CSアドバイザー研修会の実施

### 研修

#### ○市区町村教育委員会研修【対象】市区町村CS担当者

- ・CS導入前研修
- ・CS導入後研修

#### ○地域学校協働活動推進員等研修【対象】地域学校協働活動推進員等

- ・地域学校協働活動推進等の資質向上研修 ※高校・特別支援学校にも周知

#### ○合同研修【CS関係者】

- ・CSや地域学校協働活動の推進、人づくりや地域づくり意識の醸成

### 関係課との連携

- ・CS理解の支援
- ・国の動向の共有
- ・県内のCS状況の共有 等

### CSアドバイザーとの連携が大切



その他にも

- 初任者研修
- 管理職研修 等

において、CSの内容を盛り込む

# 地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額（案）

7,052百万円

（前年度予算額

7,050百万円）



文部科学省

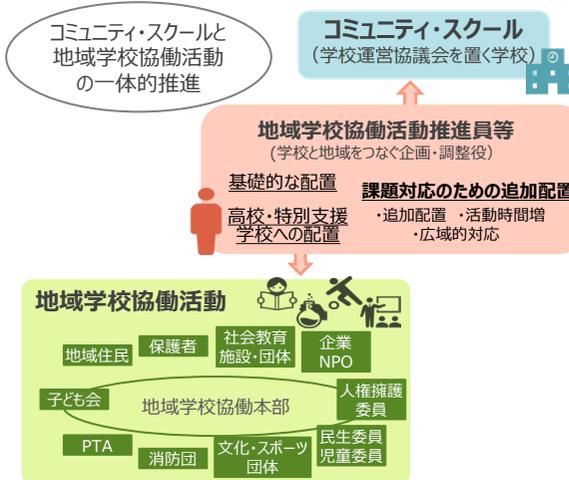
## 現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**  
 ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく取組を推進（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

## 事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



## 経済財政運営と改革の基本方針2024

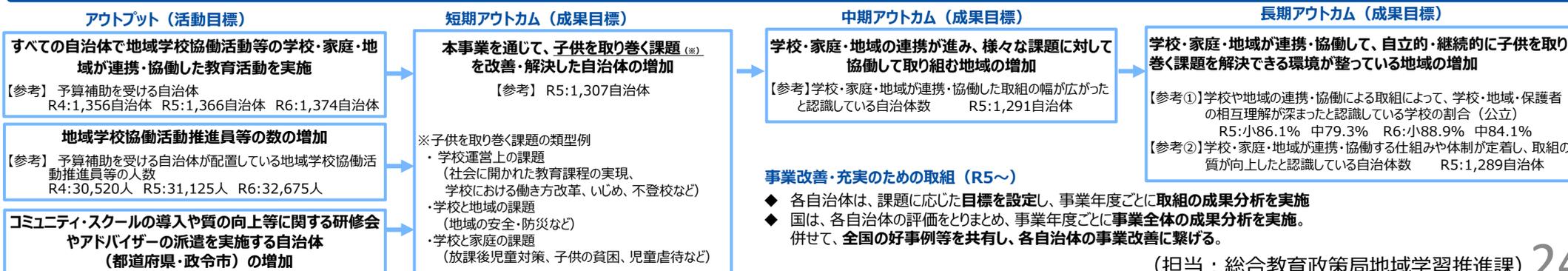
（令和6年6月21日閣議決定）

- 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題  
 (3) 公教育の再生・研究活動の推進  
 (質の高い公教育の再生)  
 学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、  
 (略) 豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

## 具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
  - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
  - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
  - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
  - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
  - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
  - **CSアドバイザーの配置促進**
  - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

## ロジックモデル



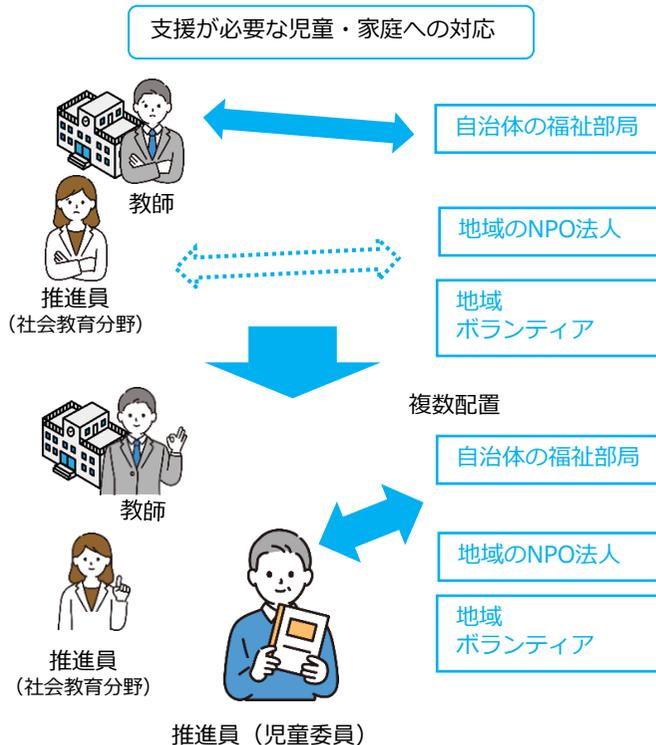
# 課題に対応した地域学校協働活動推進員の追加配置のイメージ

## 複数配置を行う

課題に対し専門的な見地から対応するため、既に配置されている推進員に加えて**当該分野の専門性をもつ推進員を複数配置**する

(例)

これまで教師が中心となり対応してきた支援が必要な児童・家庭への対応について、地域の関係団体の協力を得て対応するため、既に配置されている社会教育に通じた推進員に加えて福祉分野での知見や関係団体との繋がりをもつ児童委員を推進員として複数配置する

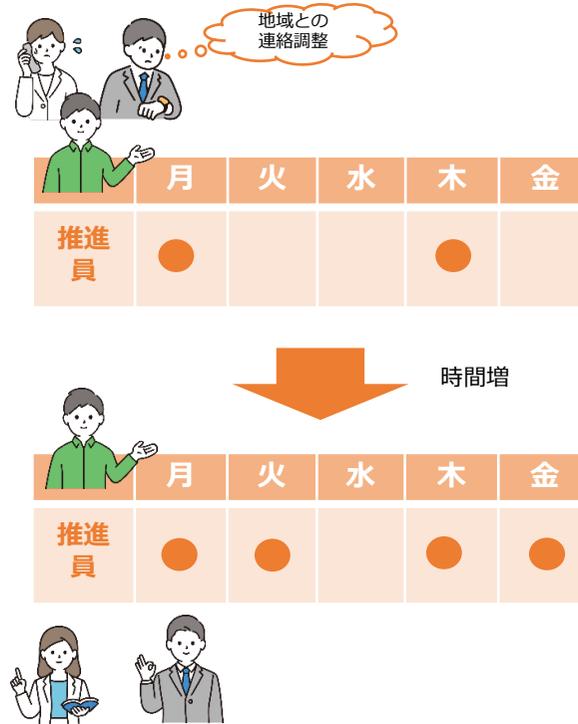


## 活動時間を増やす

課題に対して重点的に対応する時間を確保するため、既に配置されている推進員の**活動時間を増やす**

(例)

教師の働き方改革を推進するため、これまで教師が対応していた地域との連絡調整業務を推進員が一手に担うこととし、そのために必要となる活動時間を増やして対応する

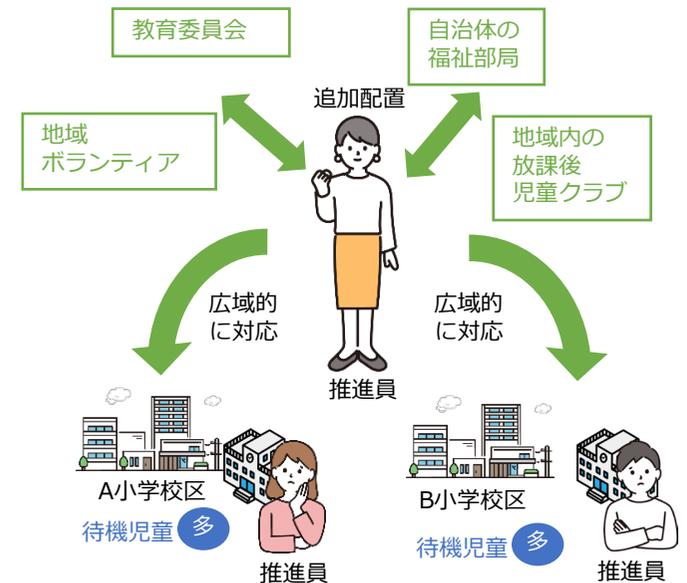


## 広域的に対応する

地域で共通する課題に対応するため、各学校に配置される推進員に加えて**広域的な対応を専門にする推進員を追加配置**する

(例)

待機児童が多く発生している地域において、子供の安全・安心な居場所を確保するため、各学校と放課後児童クラブなど域内の関係者や、地域ボランティアの間を広域的につなぐ推進員を配置する



# 「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

## 称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

## 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



## 法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- 第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。  
第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

## これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	<b>706人</b>	<b>1,750人</b>	<b>2,070人</b>	<b>2,521人</b>	<b>7,047人</b>

# 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

## 趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 学校における働き方改革の一層の推進

#### (1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

### 2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

### 3. 教員の処遇の改善

#### (1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

## 施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

#### (2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

#### (2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

# コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和7年2月時点）

本体はこちら →



## 《教育分野》

- ・ 全国コミュニティ・スクール連絡協議会  
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- ・ 公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・ 一般社団法人全国高等学校PTA連合会  
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- ・ 公益社団法人全国子ども会連合会  
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- ・ 公益社団法人全国公民館連合会  
（公民館の普及促進、調査研究等）
- ・ 全国私立大学教職課程協会
- ・ 日本教育大学協会
- ・ 日本教職大学院協会  
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- ・ 全国都道府県教育委員会連合会
- ・ 全国市町村教育委員会連合会
- ・ 指定都市教育委員会協議会
- ・ 全国都市教育長協議会
- ・ 中核市教育長会
- ・ 全国町村教育長会  
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- ・ 全国国公立幼稚園・こども園長会  
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- ・ 全日本中学校長会  
（中学校教育の振興等）
- ・ 全国連合退職校長会  
（教育の振興、地域の教育・文化の向上等）
- ・ 全国公立小中学校事務職員研究会  
（学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等）
- ・ 全日本教職員連盟  
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）

- ・ 公益社団法人日本教育会
- ・ 日本連合教育会
- ・ 一般社団法人全国教育問題協議会  
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- ・ 公益財団法人日本学校保健会  
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- ・ 公益財団法人産業教育振興中央会
- ・ 全国産業教育振興会連絡協議会  
（産業教育の振興）
- ・ 全国専修学校各種学校総連合会  
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）
- ・ 公益財団法人日本漢字能力検定協会  
（日本語・漢字に関する普及啓発・支援等）
- ・ 公益財団法人日本数学検定協会  
（数学に関する普及啓発・支援等）
- ・ 公益社団法人全国学習塾協会  
（学習塾業界等の発展と教育の質の向上等）

## 《スポーツ・文化分野》

- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会  
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- ・ 公益財団法人日本ゴルフ協会  
（ゴルフを通じた幸福や健康の増進、防災拠点の構築、教育活動の実施等）
- ・ 公益財団法人運動器の健康・日本協会  
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- ・ 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟  
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- ・ 一般社団法人和食文化国民会議  
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

## 《防災・安全分野》

- 公益財団法人全国防犯協会連合会  
(防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等)
- 一般財団法人全日本交通安全協会  
(交通安全に関する普及啓発等)
- 消防団  
(防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等)
- 公益社団法人隊友会  
(防衛・防災関連施策への協力等)

## 《金融分野》

- 一般社団法人全国銀行協会
- 一般社団法人信託協会
- 一般社団法人全国地方銀行協会
- 一般社団法人第二地方銀行協会
- 一般社団法人全国信用金庫協会
- 一般社団法人全国信用組合中央協会
- 一般社団法人生命保険協会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 日本FP協会  
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

## 《児童福祉分野》

- 一般財団法人児童健全育成推進財団  
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- 全国学童保育連絡協議会  
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会  
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- 全国保育協議会
- 公益社団法人全国私立保育連盟
- 社会福祉法人日本保育協会  
(保育・児童福祉の向上等)

## 《人権分野》

- 更生保護法人全国保護司連盟  
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- 全国人権擁護委員連合会  
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

## 《国際協力分野》

- 公益社団法人青年海外協力協会  
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

## 《社会福祉・健康・労働分野》

- 一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会  
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- 全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)  
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- 全国社会福祉協議会  
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- 全国民生委員児童委員連合会  
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- 全国老人クラブ連合会  
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- 全国健康保険協会  
(保健事業、ヘルスリテラシーの向上、児童生徒の健康意識の醸成 等)
- 一般財団法人ACCN  
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

## 《農林水産分野》

- JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- 全国森林組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会  
(農林水産分野における体験機会の提供等)

## 《経済分野》

- 公益社団法人経済同友会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 全国商工会連合会  
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

## 《自動車整備分野》

- 自動車整備人材確保・育成推進協議会  
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

## 《海事分野》

- 海事産業人材確保・育成推進協議会  
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

## (参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 令和6年8月の中教審答申では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。
- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国学習塾協会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国学習塾協会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本ゴルフ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会、全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益社団法人全国学習塾協会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益社団法人全国学習塾協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

## 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

R7年度の予定

開催地	期日	会場等	主催
千葉県	8月2日（土）	千葉県教育会館 （WEB配信併用）	・ 文部科学省 ・ 千葉県教育委員会
仙台市	11月8日（土）	東北学院大学 五橋キャンパス （WEB配信併用）	・ 全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・ 文部科学省 ・ 仙台市教育委員会

R4～R6年度実績

年度	開催地	期日	会場等	テーマ	主催
R6	山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館 （WEB配信併用）	学校と地域で高め合おう！ 子供・教師・家庭・地域のウェルビーイング ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～	・ 文部科学省 ・ 山梨県教育委員会
	金沢市	11月8日（金）	金沢市文化ホール （WEB配信併用）	持続可能な社会の創り手の育成 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組を通して～	・ 全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・ 文部科学省 ・ 金沢市教育委員会
	文部科学省	2月28日（金）	文部科学省第1 講堂 （WEB配信併用）	コミュニティ・スクールの“これまで”と“これから” （※同日午前大臣表彰を実施）	・ 文部科学省
R5	茨城県	7月15日（土）	茨城県庁 （WEB配信併用）	これからのコミュニティ・スクール ～令和の日本型学校教育の実現に向けて～	・ 文部科学省 ・ 茨城県教育委員会
	南部町 （鳥取県）	12月15日（金）	米子コンベンションセンター キナルなんぶ （WEB配信併用）	コミュニティ・スクール その先へ ～今こそ魅せる大人の本気～	・ 全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・ 文部科学省 ・ 鳥取県教育委員会 ・ 南部町教育委員会
R4	兵庫県	6月11日（土）	神戸ポートオアシス （WEB配信併用）	正しく学ぶ これからのコミュニティ・スクール	・ 文部科学省 ・ 兵庫県 ・ 兵庫県教育委員会 ・ 全国コミュニティ・スクール連絡協議会
	玖珠 （大分県）	10月29日（土）	くすまちメルサンホール （WEB配信併用）	コミュニティ・スクールがつくる令和の学校	・ 全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・ 文部科学省 ・ 大分県教育委員会 ・ 玖珠町教育委員会
	文部科学省	2月3日（金）	WEB配信のみ	大臣表彰の受賞取組の事例研究 （※同日午前大臣表彰を実施）	・ 文部科学省

# 3

## 參考資料

多様な経歴を持つ7名のCNが連携し、地域学校協働活動の年間計画に沿って教育課程内外の活動を支援する。また管理職や主幹教諭が、教員とCNとのスムーズな連携体制構築をサポートし、経験豊富なCNは、学校側の要望に応えつつ提案も行う、学校経営の強力なパートナー的位置づけとなっている。



## 基本情報

配置人数	コーディネーター(CN)7名
配置単位	学校専属
任期	1年(再任可)
学校運営協議会	一部CNは委員を兼務

## ◎活動概要

- 元PTA役員・委員経験者、少年スポーツ教室世話役などの経歴を持つ7名のCNがそれぞれの仕事の状況や、これまでの経験に合わせ、教育課程内・教育課程外・学校教育外・地域主体の活動という4つのプロジェクトで活動している。年度初めに教員と確認した年間計画・方針を基に、活動を行う。CNが活動の記録を残すことで、教員異動があっても、毎年活動が引き継がれる形となっている。

### <具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 教育課程内の活動としては、キャリア教育、日本の伝統・文化理解教育、読書活動など、教育課程外活動としては、朝遊びの見守り、学校教育外活動としては土曜日や放課後の各種イベント運営等がある。
- 学校からの要望への対応とCNからの提案を織り交ぜ活動を行う。例えば、学校・学校運営協議会から、子どもたちが主体となり、子どもたちの考えに基づき学習するという方針の提示を受け、方針に沿った授業を進められるようゲスト講師をコーディネートし、授業内容を検討する。

## ◎活動時に意識していること

- コンセプトは、豊かな体験を通じて「わかった!」「面白い!」を実感できるように子どもたちの活動をサポートすること。
- それぞれの仕事の合間などに、職員室に通い、先生方とコミュニケーションをとり、相談しながら活動を進める。
- 地域と学校のつながりの中で、話しやすい環境づくりを大事にしており、地域からも感謝される関係となるよう心がけている。

## ◎管理職や主幹教諭が教員とCNのスムーズな連携を促進

- 教員とCNがスムーズに連携できるよう、管理職や主幹教諭が仲立ちとなり、コミュニケーションの場の設定や、日程・活動場所の調整などを行うほか、他地域から来た先生方にもCNへの依頼を促す声かけを行うなどしている。

## ◎学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

- 学校運営協議会では、校長から学校の動向や方針を示し、それに基づきCNが具体的な協働活動の提案を行う。
- 学校運営協議会主催で年1回熟議の場を設定しており、教員30名+CS委員+CN+保護者、合わせて50-60名が参加し、テーマをもとに話し合い、交流を通してつながりを育てている。

## ◎杉並区の充実したサポート体制

- 杉並区では、学校運営協議会を含めて所管する学校支援課を設置しているほか、統括的な役割を果たす地域学校協働活動推進員を公募・委嘱し、各学校単位で活動するCN等地域学校協働活動を行う地域住民等への助言や伴走支援を行う体制を整えている。
- 区がCNの初任者研修等を開催しており、活動内容の理解や仲間づくりを支援し、新規に活動に参加してもらいやすい体制が整っている。
- 教育委員会は財政支援に加え、学校施設及び設備の使用も支援しており、天沼小では職員室からも声をかけやすい場所にある「学校支援本部室」を活動場所としている。活動支援者の場所があることで、ご協力いただく地域の方の来訪もスムーズである。



教員

教員だけで地域の方とのつながりは、カバーしきれませんが、CNの方々は、地域とのつながりが強く、地域のことをよくご存知で、様々な方とつながってください。授業のねらいや講師のリクエストなどを踏まえて調整を行ってくれ、教員にとっても非常に心強い学校経営のパートナーです。

津島市では、各推進員が相談しながら持続的に活躍できるよう、**各校への推進員の複数配置や、統括的な推進員の配置、計画的な研修の開催、協力人材の確保**に取り組んでいる。市立藤浪中学校では、PTA役員を経験した保護者を中心とした**5名の推進員がそれぞれの強みを活かしながら**、募集チラシの作成、大学生や高校生のボランティアとのマッチングなど、**学習支援教室を自律的に運営**している。



## 基本情報

配置人数	推進員5名
配置単位	学校専属
任期	2年
学校運営協議会	委員を兼務

## ◎活動概要

- 津島市では市立小中学校全12校において計26名の推進員が活動しているほか、市教育委員会に所属する統括的な推進員が1名配置されている。
- 藤浪中学校では、同校のPTA役員を経験した保護者を中心に、行政職員なども含めた計5名が推進員として役割分担をしながら様々な活動に取り組んでいる。

### <具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 学習支援教室「NAMIKA」の運営:月曜日の放課後15時から、中学生の希望者を対象に、大学生・高校生のボランティアによって学習サポートを行う活動の企画・調整・運営。(令和4年度から開始)
- 登下校時の交通安全見守り、中学生に向けてのキャリア教育の企画・実施、中学生をボランティアとして地域に派遣する活動

## ◎活動時に意識していること

- 学習支援教室など平日・日中の活動が難しいメンバーはPCスキルを活かしてチラシ作成を担うなど、「できることをできる人がやる」を大切に推進員同士で役割分担を意識している。
- 中学校区外の人でも活動に巻き込んだり、地域課題(地域イベントの人手不足等)と中学生のボランティア活動をつなげるなど、各推進員が他の地域活動で聞いた話を地域学校協働本部や学校運営協議会に持ち込んで、「活かせるものは活かす」ことを念頭に活動を企画している。

## ◎推進員が1人で悩まず、相談できる体制の構築

- 津島市では各学校において複数の推進員配置を基本としている。これは、各推進員が様々な場面で「誰に相談したらよいのか?」と困る際に、まずは推進員同士で相談できるようにすることを意図している。
- また、津島市では各地域学校協働本部の本部長や、教育委員会に所属する統括的な推進員が、推進員の相談先として明確になっており、推進員が孤立しなくて済む体制が構築されている。
- この他、年間3回以上の定期研修会を開催し、市内各小中学校で活動する推進員同士が悩みを出し合ったり、対応を熟議したりすることができる機会・時間を設けている。

## ◎多様な活動を持続的に行うための人材確保

- 地域学校協働活動を行う上では、推進員だけでなく協力者・ボランティアの存在が欠かせないことから、市では市内中学出身の大学生・高校生とのネットワークづくりに取り組んでいる。
- 愛知県及び近隣県の教員養成課程を持つ大学、津島市内に立地する高校に、学習支援や読み聞かせへの参画依頼を行い、令和5年度現在、大学生60名程度、高校生30名程度がボランティアとして登録している。各校の推進員がボランティアと各校の各活動とのマッチングを行っている。



校長

学習支援教室の活動は推進員の方々によって自立的に運営されており、学校の関与は、場所提供と募集のお手伝いくらいです。学校には生徒と教員しかいないのが普通ですが、同教室では推進員がコーディネートした地元出身の大学生や高校生、地域の様々な大人との接点があり、生徒たちは、多様な関わり方を学んでいるように感じています。

探究学習や、地域課題の解決・地域活性化に専門性と経験を持つ推進員を配置し、学校での探究学習の企画や、地域との協働体制の構築を進めている。教員の伴走体制や、教員と推進員が互いの専門性を活かした連携や役割分担が、学校と推進員、地域一丸となった探究学習の推進に大きな役割を果たしている。



## 基本情報

配置人数	推進員2名
配置単位	学校専属
任期	1年
学校運営協議会	委員を兼務

## ◎活動概要

- 大学時代から地域にフィールドワークに関わり、その後移住を経て継続的に地域活性化に取り組んでいる方が推進員として活動に取り組んでいる。大学での専攻であった地域協働やプロジェクトマネジメント、ファシリテーションの知識と経験、また地域住民や地元企業等とのネットワークを活用し、高校の探究学習の推進役として活動を行う。

### <具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 探究学習の統括役である教員と共に、「総合的な探究の時間」をはじめとした生徒の探究学習の企画(年間計画策定やカリキュラム作り)
- 探究学習のための体制構築(地域住民と学校を繋げる際の人選や手配)
- 地域住民同士の繋がり作りによるネットワークの耕し
- その他、教員の負担軽減のための部活動支援や給食指導、学校行事運営のサポートなど

## ◎活動時に意識していること

- 学校の要望に応じた連絡調整を基本的なスタンスとしているが、教員のニーズを理解したうえで、その実現に向けた意見出しや、自らのスキルを活かした実践も積極的に行っている。
- 推進員は探究学習の企画においてリーダーシップをとるが、個別の生徒の見取りやサポートは教員が行うなど、役割分担をしている。

## ◎専門性を活かして探究学習をコーディネート

- 探究学習に関する専門性を持つ教員がまだまだ少ない中で、大学で探究活動や地域課題解決・地域活性化等について学んだ専門性を活かした推進員のアドバイスが、探究担当の教員の強いサポートとなっていることに加え、教員間の足並みを揃えることにも寄与している。
- 自らが地域住民として持つネットワークを駆使して、学校に様々な連携先を紹介することができている。特に学校からアプローチがしにくい地域の個人や民間団体とのネットワーク構築において、推進員によるコーディネートが価値を発揮している。

## ◎推進員、教員、地域が一丸となるためのサポート

- 推進員の就任時、職員室に専用の席が設けられていたことで、教員集団の中に飛び込みやすくなった。
- 探究学習の統括役である教員が、推進員と同じ専門性のバックグラウンドを持っており、当初から推進員のスキルや考えに理解を示していたことが、推進員が伸び伸びと活動できたポイントであった。
- また教員側から、学校現場については初心者であった推進員に、学校のルールや必要な知識、求められている役割について明確に示したことで、相互理解の上でふるまうことができた。



教員

教員だけで探究学習を行っていた際には、「課題解決」と「問題解決」の混同など、教員ごとに授業の方向性が異なる等の課題がありました。推進員の専門的な知識のおかげで、大分足並みが揃ってきました。また、地域の方との連絡・調整においても、地域に軸足を持った推進員からの声掛けは、地域側からとても歓迎されており、非常に助かっています。

属性の異なる地域学校協働活動推進員(長年地域活動をされてきた方、自身のお子さんも特別支援学校に通われていた方)を2名配置し、子どもたちが学校卒業後に地域の中で暮らしていくことも見据えた地域連携を進めている。また、学内に設置されるコミュニティルームが、推進員の活動拠点となっていることに加え、保護者や教職員との関係性を構築することにも大きな役割を果たしている。



## 基本情報

配置人数	推進員2名
配置単位	学校専属
任期	1年
学校運営協議会	委員を兼務

## ◎活動概要

- 長く地域活動に取り組んできた方1名、自身のお子さんも特別支援学校に通われていた方1名の計2名で活動に取り組んでいる。それぞれの持つネットワークや考え方が異なることが、活動の幅を広げている。
- 教員の授業支援(ニーズに応じて地域とつなぐ)、保護者支援、卒業生支援、地域ボランティアの募集及びとりまとめ、地域情報の紹介など幅広い活動を行う。

### <具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 「あおばエールプロジェクト(区内店舗が登録し、障害者の地域生活を応援)」の登録店舗への生徒によるインタビューを企画・調整
- 保護者が参加できるアートプロジェクトやイベント、懇親会等の情報提供、保護者の相談対応
- その他、様々な授業支援(田植え体験の企画、市の資源循環局への訪問調整、アートグループによる授業企画など)

## ◎活動時に意識していること

- 生徒たちは卒業後、地域の中で暮らしていくが、それまでにできる限り地域の事を知り、地域社会に出ることに慣れ、学校外の人と関わることに慣れてもらいたいという思いを持ち地域連携に取り組んでいる。
- 地域の人々にも、あおば支援学校のこと、障害を持つ子どもたちのことを知ってもらうことで、地域側の土壌を耕したいという思いもある。

## ◎コミュニティルームが集いの場に

- 校舎1階の出入り口付近に設置されているコミュニティルームは、地域学校協働本部を兼ね、推進員の活動拠点となっている。また、介助員、保護者など、学校を訪れる様々な主体の交流の場となっている(飲食も可能)。この場所があることで、互いに顔の見える関係性が構築できていることに加え、新たな活動のきっかけにつながっている。
- コミュニティルーム近くには、地域学校協働本部「あおばまる」のボードも設置されており、常に活動内容が更新されるなど、訪れた人々への情報共有の役割を果たしている。
- 教職員も、推進員に相談したいことがある時には気軽にコミュニティルーム訪れている。

## ◎学校運営協議会の部会に参加

- 推進員2名は学校運営協議会の委員を兼ねており、地域学校協働部会にも所属している。
- 教職員も参加し、「学校の未来」について話し合う熟議を行ったところ、教職員が推進員と協働した様々な企画の実現可能性を強く感じるようになり、これをきっかけにコミュニティルームへの顔出しが絶えなくなった。



校長

お二方の持つネットワークが有難いことはもちろん、推進員の方がいらっしゃるおかげで、教職員の引き出しや発想が広がってます。また、地域への広報的役割を担ってもらえている点も非常に有難いです。学校のことを発信することで、見学やボランティア参加にもつながっていますし、インクルーシブな社会の広がりにも貢献していただいています。

# 【事例】学校運営協議会を起点とした学校における働き方改革（埼玉県戸田市）

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進。

## 背景

- ◆学習指導要領の求める「授業改善」には、学校における働き方改革が不可欠。
- ◆働き方改革に向けて学校では様々な取組を進めてきたが、市や学校主体で取り組めることには限界が見え始めていた。

## 教育委員会の取組

### ◆市教委主催による研修の実施

市内全小中学校の学校管理職や学校運営協議会委員等に対し、**CS導入前や導入当初に積極的に研修を実施**。CSの意義や好事例についての共通理解を図るとともに、「**学校・教師が担う業務に係る3分類**」についても理解を深める場とした。



CSディレクターによる校内研修

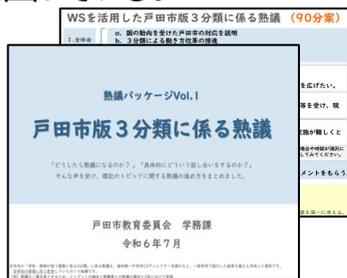
### ◆CSディレクターの派遣

CSの知見や実践が豊富な有識者である「**CSディレクター**」を任用。市教委主催の研修における講師のほか、各学校の派遣要請にも対応し、熟議の進行や運営方法についての助言やファシリテーターを担ってもらうことで、**学校が自走するまでの負担軽減**を図っている。

### ◆熟議パッケージの作成

**熟議の進行方法や留意点等をまとめた資料を市教委が作成**。

例示として、「学校における働き方改革」をテーマとした進め方やワークシートのモデルを各学校に配布。



市教委作成の熟議パッケージ

## 支援

## 学校・学校運営協議会の取組

### <戸田市立戸田南小学校の例>

- ◆**学校における働き方改革に関するテーマ**について、教職員を交えた拡大学校運営協議会での熟議を含め、**継続的に取り扱う**など重点的に取り組む。
- ◆学校運営協議会委員に授業見学、学校行事への参加等を積極的に案内するとともに、子供たちを交えた熟議の実施や、総合的な学習（PBL）の成果を学校運営協議会で発表する場の創設により、**子供たちの学びや学習環境への理解**を深めた。



教職員を交えた拡大学校運営協議会

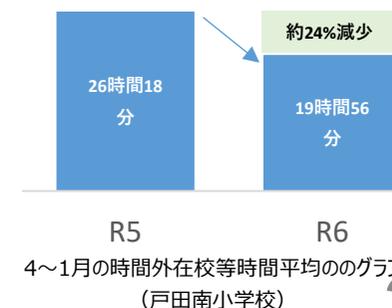


地域住民による登校時の見守り

- ◆学校と家庭・地域の相互理解が促進され、**信頼関係が構築**。**学校運営協議会での本音の議論、各取組の見直しや精選が可能となった**。
- ➔入学当初の1年生の**登校後や休み時間の見守りなどの生活支援の一部を地域の方へ依頼**。

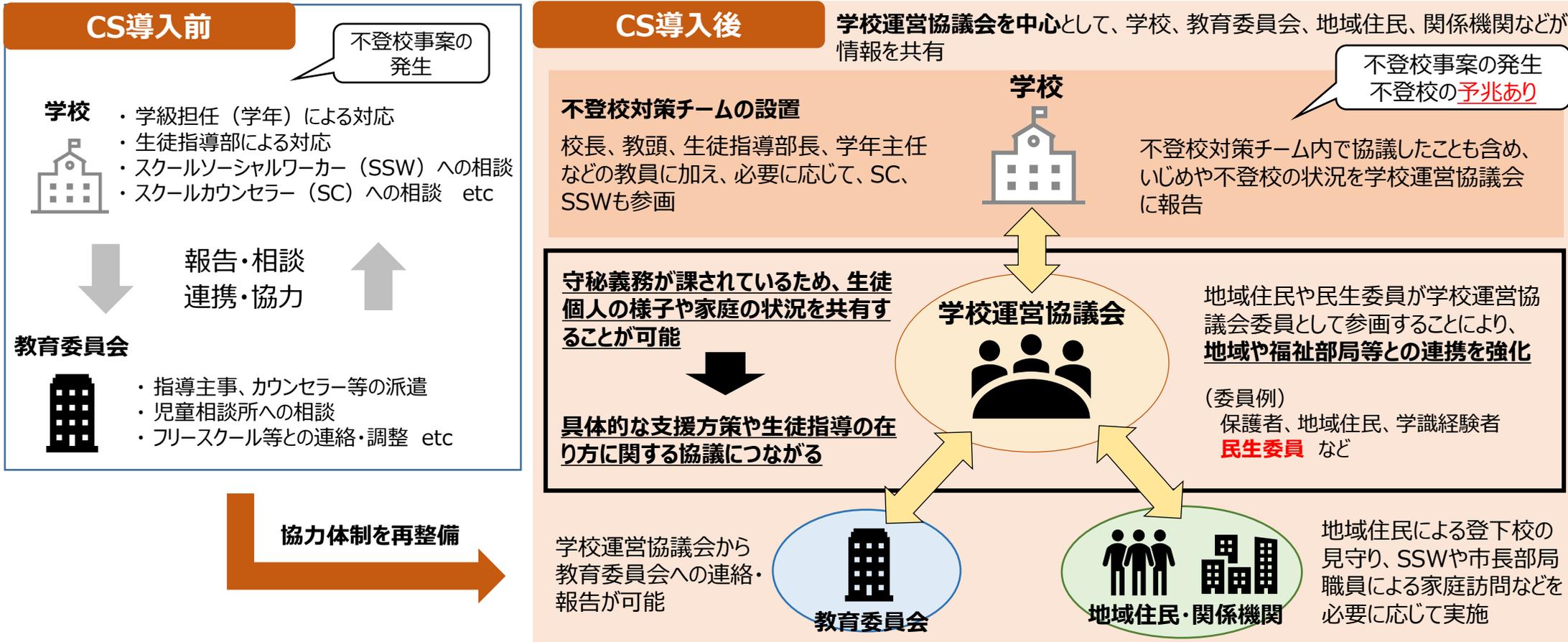
## 成果と今後の展望

- ◆市内の教職員の**時間外在校等時間が減少**。
- ◆戸田南小のように、学校運営協議会ごとに工夫を凝らした取組が見られはじめるようになった。
- ◆今後は、教育委員会の支援を**学校の実情に**応じて伴走することでさらに**自走を促していく取組にシフト**。



# 【事例】CSを活用した不登校対策の取組（北海道登別市）

北海道登別市では、コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民等を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、新たな不登校の発生を抑えることができています。



## 登別市の不登校児童・生徒数の推移

CS導入後、5年間で約3割減少

	CS導入前			CS導入後				
	H23	H24	H25	H26	H27	R28	R29	H30
小学校（人）	6	7	8	5	4	1	2	1
中学校（人）	30	26	25	23	22	18	19	21
合計（人）	36	33	33	28	26	19	21	22

## 成果・ポイント

- ・学校運営協議会で個人名を出して報告することにより、**当該児童生徒やその家庭と関わりがある委員から新たな情報を得たことで、教職員が即時かつ適切に保護者に関わったり、支援策を講じたりすることができた**
- ・また、学校運営協議会委員からは「当該児童生徒の家庭と関わる機会があれば、情報を提供する」「町内会行事や登下校時に児童生徒の様子を観察する」などの申し出もあり、**学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築することができた**

# 【事例】町ぐるみで若者の地元定着を図るCSの取組（鳥取県南部町）

鳥取県南部町では、**学校運営協議会を全ての中学校区に設置し、学校・家庭・地域が育てたい子供像や目指すべき教育のビジョンを共有。**「**地域とともに歩む学校づくり**」により、**町ぐるみで若者の地元定着を図っている。**

## 背景・取組概要

- ◆子供たちが地域と関わる機会や、ふるさとを知り学ぶ機会の減少、若者の転出者の増加などに課題。
- ➔地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラム「**まち未来科**」を生活科・総合的な学習の時間に設定。子供たちがふるさとに愛着をもち、未来を生き抜く力の育成を目指す。

## 工夫・ポイント

- ◆年長から中学3年までの10年間を通して、**各校区の特徴を活かした一貫したカリキュラムを設定し、学年ごとの目標・テーマに沿った体系的な学びを実現。**
- ◆**中学校区の学校運営協議会の下部組織として、各学校別に「CS委員会」を設置し、子供や学校の実態に即した熟議や活動を実施。**

## 特徴的な取組

- ◆地域の方を講師とした「特産物」や「伝統文化」の授業を実施。
  - ➔子供が楽しみながら文化を継承し、高齢者の生きがいにも寄与。
- ◆夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。
  - ➔地域での良い思い出を作ること、郷土愛を育む。

## 成果・効果

- ◆地域の子供を地域全体で育てる意識の醸成。
  - ➔地域学校協働活動に高校生や帰省した大学生も参加。
- ◆地域について学び、地域の中で育ってきた子供たちが、**中学校卒業後も継続して地域とつながる仕組みとして、高校生サークルや青年団を組織。**
  - ➔**地域の担い手、地域を盛り上げる人材としての活躍に期待。**

## 10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」

「まち未来科」で身につけてほしい4つの力

- ふるさと愛着力**：自分、周りの人、地域を愛し、構える力
- 将来設計力**：自分の夢、目標を持ち、それに向かって自立して取り組む力
- 社会参画力**：地域、社会、生活をよくくわいていこうと未来を創っていく力
- 人間関係調整力**：相手の気持ちや立場を理解しながら対話し、お互いの良さを見つめたり、様々な意見に寄り添い合うことができる力

「**まち未来科**」の目標

- 文化や自然、人のあたたかさなどにふれ、ふるさとに誇りをもつ心構や態度を培う。
- 南郷町の学び、未来の希望を磨いていこうとする心構や態度を養う。
- 自らの将来に夢や希望をもち、自決して生きていくために必要な能力や態度を身につける。
- 相手の気持ちや立場を理解しながら、対話し、お互いの良さを認めたり、様々な意見に寄り添い合うことができる。

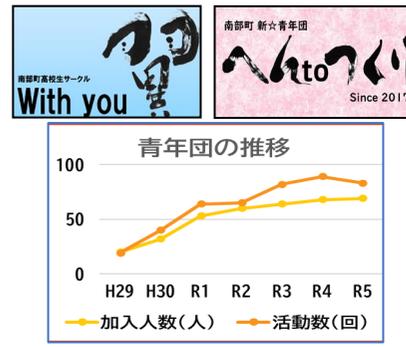
「まち未来科」各学年の目標

学年	テーマ	ふるさと愛着力	将来設計力	社会参画力	人間関係調整力
中1	郷土未来意識	自分、周りの人、地域を愛し、構える力	自分の夢、目標を持ち、それに向かって自立して取り組む力	地域、社会、生活をよくくわいていこうと未来を創っていく力	相手の気持ちや立場を理解しながら、対話し、お互いの良さを認めたり、様々な意見に寄り添い合うことができる力
中2	未来設計力	自分、周りの人、地域を愛し、構える力	自分の夢、目標を持ち、それに向かって自立して取り組む力	地域、社会、生活をよくくわいていこうと未来を創っていく力	相手の気持ちや立場を理解しながら、対話し、お互いの良さを認めたり、様々な意見に寄り添い合うことができる力
中3	社会参画力	自分、周りの人、地域を愛し、構える力	自分の夢、目標を持ち、それに向かって自立して取り組む力	地域、社会、生活をよくくわいていこうと未来を創っていく力	相手の気持ちや立場を理解しながら、対話し、お互いの良さを認めたり、様々な意見に寄り添い合うことができる力

身につけてほしい4つの力 × 各学年の目標  
育みたい力、学年ごとの目標・テーマを設定。  
子供や地域とねらいを共有し、取組に見通しを持たせる。

## まち未来会議

中学3年時に**学びの集大成**として、南部町のよさや課題に目を向け、町が抱える課題を解決し、さらに**魅力的な町づくり**を図るといふねらいのもと、地域の様々な立場の人と語り合う「**まち未来会議**」を開催。



町議会議員と意見交換する青年団と高校生サークル



多世代が多目的に交流できる町立施設「キナルなんぶ」

# コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯

## 教育改革国民会議報告（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

## 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、  
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置  
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

### 学校運営協議会制度創設

各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

## 教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、  
コミュニティ・スクールの必置について検討を進める

## 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

- ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
- ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

- ・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（社会教育法）
- ・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義
- ・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備

## 教育基本法改正 （平成18年12月）

学校・家庭・地域の相互の連携・協力に関する条項（13条）の新設

## 第一期教育振興基本計画 （平成20年7月閣議決定）

期間：平成20年度～平成24年度  
・コミュニティ・スクールの設置促進に取り組む  
・「学校支援地域本部」などの取組を促し、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す

## 第二期教育振興基本計画 （平成25年6月閣議決定）

期間：平成25年度～平成29年度  
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大  
・全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

## 第三期教育振興基本計画 （平成30年6月閣議決定）

期間：平成30年度～令和4年度  
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す  
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

## 1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



## 3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

### 【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

**関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現**

### 【取組の方向性】

#### (1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

#### (2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

#### (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

## 4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現**

# 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

## II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

### （5つの基本的な方針）

#### ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

（共生社会の実現に向けた教育の方向性）

（略）

- あわせて、個人と社会のウェルビーイングの実現の観点からは、**保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進する**とともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的である。高等教育段階では地域連携プラットフォームなどの枠組みを活用することにより、大学と地域との協働を進めていくことが求められる。学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって取組を推進することが求められる。

#### ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

（略）

- このため、**地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの育成**とともに、前述した**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。

## IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

### 目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

【基本施策】

#### ○ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・ 全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進**する。その際、**学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図る**ことにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む**地域とともにある学校づくり**を推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る**学校を核とした地域づくり**を推進する。

（略）

【指標】

- ・ **コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加**
- ・ **地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加**
- ・ **学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加**
- ・ **コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の増加**
- ・ 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加
- ・ 保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) (抄)

## 第四十七条の五

**教育委員会**は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該**学校の運営**及び**当該運営への必要な支援に関して協議する機関**として、**学校運営協議会を置くように努めなければならない**。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

**4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。**

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

**6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。**

**7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。**この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

改正事項	改正前	改正内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教育委員会に対して、<b>協議会の設置の努力義務を課す</b>こととした（第1項関係）。</li> </ul>
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、<u>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく</u>必要性が高まっていた。</li> <li>委員は、<u>地域住民や保護者一般のみ</u>が規定されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会において、<b>学校運営への必要な支援</b>に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、<b>協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しよう努める</b>こととした（第5項関係）。</li> <li>地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の<b>学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える</b>こととした（第2項関係）。</li> </ul>
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、<u>校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の任命に当たり、<b>校長が意見申出</b>を行えることとし（第3項関係）、<b>校長がリーダーシップを発揮</b>できる仕組みとした。</li> </ul>
④ 任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規定がないこと</u>で、抵抗感が強かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような事項について<b>教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める</b>こととした（第7項関係）。</li> </ul>
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校ごとに協議会を設置することとされていたが、<u>学校間の円滑な接続を図れるようにすること</u>等が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、<b>二以上の学校について一の協議会を置くことができる</b>こととした（第1項関係）。</li> </ul>

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

# 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

## 第五条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

**2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。**

## 第六条

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

## 第九条の七

**教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。**

2 **地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。**

## コミュニティ・スクールに関する詳細な情報や全国の事例等は、文部科学省のHPに掲載

文部科学省の専用ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」では、

- **コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の関連情報**（各種法令、通知等を含む）
- 全国の**取組事例**（文部科学大臣表彰の被表彰事例など）
- 全国の企業や団体等の出前授業などの**教育プログラム**（「土曜学習応援団」）

など、行政・学校・地域の関係者ごとに、必要な情報を掲載しています



アクセスは、下記QRコードから



<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは “**学び未来**” で検索